

認可条件

旧簡易保険加入者福祉施設に係る事業について黒字化を目指した経営計画を、旧郵便貯金周知宣伝施設に係る事業について一層の収支の改善を図るための経営計画を、それぞれ作成し、これらの計画を踏まえて、本年6月末日までに、平成21事業年度事業計画の変更の認可申請を行うこと。